

検討事項及び今後のスケジュールについて（案）

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」では、主に河川の類型指定の考え方を整理し、北上川、多摩川、大和川、吉野川の4河川とそれに係る3湖沼（人工湖）の類型指定の検討を行った。

今後は、以下の事項について検討を進める。

1. 検討事項について

（1）各水域の水域類型の指定

国が水域類型の指定をする水域について、審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

河川：5～10河川程度（利根川水系等を想定）

湖沼：検討河川にある人工湖及び、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川の天然湖沼

海域：東京湾

（2）水域類型の指定について

実水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ、水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

2. 今後のスケジュールについて

- ・「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」を中央環境審議会水環境部会へ報告

第7回

- ・検討対象水域の状況について

第8回以降

- ・水域類型の指定について
- ・第2次報告
- 第2次報告以降も、引き続き検討